

扶養家族の確認調査書についてのQ&A

全般

- Q1 なぜ被扶養者確認を行うのですか？
被扶養者として該当しないはずの方が、届け出洩れにより被扶養者として認定され続けていたケースなどが見受けられます。本来該当しない方を被扶養者のままにしておくことは、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げにもつながりかねません。そのような理由により、被扶養者現況確認を行っております。
- Q2 「調査書」を提出しないとどうなりますか？
被扶養者資格の確認ができませんので、被扶養者としての資格を喪失してしまう場合があります。調査書は必ず提出してください。
- Q3 送られてきた「調査書」を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？
愛鉄連健康保険組合 業務課【 TEL : 052-461-6131 】までご連絡いただければ、再発行させていただきます。
なお、現在お勤めの方は各事業所の担当者を通してご連絡ください。

調査対象者について

- Q4 被扶養者現況確認の対象者はどのような人ですか？
令和2年3月31日までに扶養認定され、令和2年4月1日時点で満18歳以上の被扶養者が対象となります。
※令和2年4月以降に当組合にご加入された事業所は令和2年4月1日時点で18歳以上の被扶養者を全員調査いたします。
- ただし、下記の方は対象者に該当しません。
- ・令和2年4月1日以降に被扶養者になった方
※定年後再雇用での扶養認定者は、調査対象とさせていただきます。
 - ・令和3年3月末までに75歳到達する被保険者の被扶養者
 - ・令和3年3月末までに75歳到達する被扶養者
 - ・令和3年3月末までに期間満了となる任意継続者
- Q5 「調査書」が届きましたが、現在退職して任意継続保険に加入しています。「調査書」の提出は必要ですか？
退職されても当組合に加入されておりますので、「調査書」の提出をお願いいたします。
- Q6 「調査書」に記載されている家族全員について申告するのですか？
継続して被扶養者の認定対象者となる方に「調査書」を送付しております。記載されている家族すべての方の申告をお願いいたします。

調査対象者について

Q7 私（被保険者）は〇月×日に退職しますが、「調査書」の提出は必要ですか？

提出は必要です。

①1月31日までに退職し、任意継続をされる方

⇒「調査書」の下部にある表に退職日と任意継続「あり」に○を付し、「調査書」太枠内に記入し提出してください。

②1月31日までに退職し、任意継続をしない方

⇒「調査書」の下部にある表に退職日と任意継続「なし」に○を付し、提出してください。
なお、「調査書」太枠内の記入と押印は必要ございません。

③2月1日以降に退職する方

⇒「調査書」太枠内に記入し、提出してください。

※いずれの場合も事業所から「被保険者資格喪失届」の提出は別途、必須です。

Q8 被扶養者がいるのに「調査書」が届きません。または記載されていません。「調査書」に追加記入しますか？

「調査書」は調査対象者のみに送付しております。また、調査対象者でない方については追加記入の必要はございません。

記入について

Q9 「調査書」に記載されている氏名、生年月日が誤っている時はどうしたらいいですか？

「調査書」で訂正を行う事ができます。氏名(フリガナ)、生年月日の訂正は、「調査書」の誤っている箇所を二重線で抹消し、正しい氏名(フリガナ)、生年月日を朱書きしてください。また、フリガナ、続柄以外の訂正は保険証の差し替えが必要となりますので、「調査書」に保険証を添付し提出してください。

Q10 「調査書」に記載されている住所が誤っている時（引っ越し前の住所の時）はどうしたらいいですか？

誤っている住所を二重線で抹消し、正しい住所を朱書きしてください。
※当組合は「調査書」にて、被保険者を含む同居する被扶養者の住所の訂正が可能となります。

Q11 「調査書」の被保険者欄の印は必ず押印しなければいけないですか？

被保険者氏名等を印字しておりますので、必ず押印してください。また、印鑑はシャチハタ印(認め印)でもかまいません。
※外国人の方で印鑑がない場合はサイン(自署)でも提出可能です。

Q12 「調査書」に就職した子供の名前が記載されています。どうしたらいいですか？

被扶養者から削除していただく必要がありますので、「調査書」の該当者氏名を二重線で抹消し、「理由」「削除日」を朱書きしてください。また、対象者の保険証を添付し、速やかに事業所担当者に提出してください。

Q13 扶養から削除する場合、「削除日」はいつの日付を書けばよいですか。

削除理由によって異なりますので、当てはまる日付を記入してください。
①就職・・・就職先の被保険者取得日 ②結婚・別居・離婚・・・事実が発生した日
③死亡・・・死亡した日の翌日 ④収入超過・・・そのことが判明した日
※事実発生日が不明の場合は、申出日を記入してください。

Q14 子どもの出生や妻（子ども）の退職により新たに扶養に追加したいのですが、まだ申請をしていません。「調査書」に追加記入してもいいですか？

被扶養者を新たに申請する場合は「調査書」の被扶養者欄へは記入せず、お勤めの方は事業所経由で「被扶養者（異動）届」を提出してください。
任意継続の方は、直接当組合に「被扶養者（異動）届」を提出してください。

Q15 長男が12月1日に就職し、「被扶養者（異動）届」による削除の届出を提出したにも関わらず「調査書」に名前が記載されています。どうしたらいいですか？

12月10日現在の登録情報で「調査書」を作成しております。「調査書」の作成・送付後に「被扶養者（異動）届」を提出された場合は、「調査書」の該当者氏名の横に「届出済」と朱書きしてください。

Q16 被扶養者は現在国外に住んでおり、別居しています。国外居住の理由は必ず書かなければいけないですか？

必ずご記入ください。令和2年4月から被扶養者の認定要件に「国内居住」が加わりました。このため、下記の例外となる事由を除き、被扶養者が国内に居住していない場合は扶養から削除する必要があります。削除方法については、「Q12」をご覧ください。

◆例外事由

- ①留学する学生
- ②海外赴任に同行する家族
- ③観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に海外に渡航している場合
（例：ワーキングホリデー、青年海外協力隊など）
- ④海外赴任中に新たな同居家族とみなすことができる場合
（例：海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など）
- ⑤上記の他、日本に生活の基盤があると認められる場合

保険証について

Q17 削除となる被扶養者の保険証が見当たりません。

どうしても保険証が見つからない場合は、「各種滅失・回収不能届」を添付してください。「各種滅失・回収不能届」は当組合のホームページから印刷して頂くか、電話にて必要部数をご依頼ください。なお、後日保険証が見つかった場合は、当組合へご返却ください。

- Q21 被扶養者の収入が認定基準額の上限の130万円（60歳以上あるいは一定の障害のある方は180万円）を超えています。どうしたらいいですか？
- 被扶養者から削除していただく必要があります。「調査書」の該当者氏名を二重線で抹消し「理由」「削除日」を朱書きしてください。お勤めの方は「調査書」に対象者の保険証を添付し、速やかに事業所担当者に提出してください。任意継続の方は、調査書と保険証を直接当組合に提出してください。
-
- Q22 認定の基準の収入には障害年金・遺族年金・企業年金・恩給等も含まれますか？
- 収入には、すべての年金が含まれます。含まれる収入の範囲は税法上と異なります。
-
- Q23 パート収入は、給与明細の総支給額（税金・交通費等を含む）か、手取り額（税金・交通費等を含まない）のどちらを記入するのですか？
- パート・アルバイト・内職等の収入は、総支給額（税金・交通費等を含む）を記入してください。
-
- Q24 自営業の場合の年収確認はどのように行えばよいですか？
- 自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費を差し引いた額となります。直接的経費とは、その経費なしには事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費等）です。それ以外の間接的費用（例：公租公課、接待交際費等）は差し引くことはできません。
-
- Q25 「調査書」に収入額や送金額等の証明書類や続柄、同居、身分証明などの添付書類は必要ですか？
- 当組合にご提出頂く必要はありません。しかし、場合により各種証明書等の提出をお願いすることがございますので、その際はご理解とご協力をお願いいたします。ただし、任意継続者の方については収入の確認できる書類を必ず添付してください。